

# 東京地裁書記官に訊く(上)

## —保全・執行・刑事編—

依頼者の利益を一刻も早く実現するためには、裁判所のどの窓口で、どのような書類を提出し、どのように裁判手続に関わっていけばよいのだろうか。モタモタしては行かない。

実体的な審理が重要であることに疑問の余地はないが、形式的な理由で手続が遅延したり、労力が余分にかかったりするものは、全く不合理である。「書面の差替え」や「職印による訂正」を最小限にし、円滑に裁判手続を進めることこそ、プロとしての弁護士に求められるものではないか。

今回は、裁判官と弁護士を架橋し、裁判上の手続の進行をサポートする東京地裁の民事部及び刑事部の書記官方を取材した。ご協力に感謝したい。

61期の新規登録弁護士の方には東京地裁の実務を知っていただき、キャリアを積んだ弁護士の方には知識の再確認をしていただければ幸いです。なお、保全部、執行センター及び刑事部を今月号の特集で取り上げ、通常部及び破産再生部を3月号で特集する予定である。

(伊藤 敬史, 臼井 一廣)

## 保全編

### 1 申立てにおける留意事項

#### (1) 保全部の場所 (民事第9部)

東京地裁の2階北側フロアです。

申立てを受け付けるのは、①番窓口(書記官室に向かって左端)。カウンター上の発券機の①のボタンを押して番号札を受け取ります。番号が呼ばれるまで待機。番号が呼ばれたら、カウンター越しに書記官と向かい合わせに座ります。書記官の書類チェックのときのドキドキ感がたまらない。「指摘された場合、即座に対応！」するために職印は必携です。

#### (2) 受付時間

	面接	受付時間
当日面接	午前11時～午前11時半 午後2時～午後4時半	午前8時半～正午 午後1時～午後3時
翌日及び 翌々日の 予約面接	翌日午前10時の面接	午前8時半～正午 午後1時～午後4時
	翌日午後1時半の面接 翌々日午前10時及び 午後1時半の面接	午前8時半～正午 午後1時 ～午後5時15分

※「面接」…面接の時間は、おおよその開始時刻を表しています。

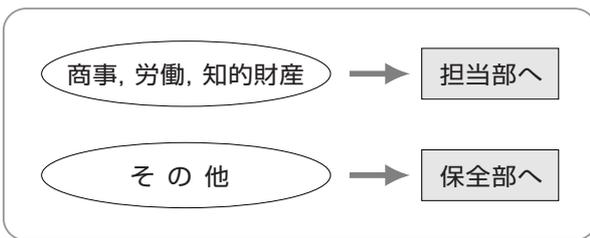
※「受付時間」…受付時間は、申立て時ではなく、窓口の書記官の受付審査終了時が基準になります。したが

って、窓口が込み合っている場合には、受付番号札を受付時間内に受け取っても、実際の受付審査の終了が前記受付審査終了時間を過ぎているときは、要望の時間での面接ができない場合があります。

※「予約」…予約枠には、面接日の裁判官数の関係で予約できる件数に限りがありますので、予約可能件数に達したところで予約受付が終了となります。

### (3) 対象事件は間違っていますか？

保全部が取り扱う事件は、民事保全法その他の法令により東京地裁本庁に管轄があると認められる民事の保全事件のうち、商事事件、労働事件又は知的財産事件を除くものです。



※保全部以外の部に提出するべき申立書が保全部の窓口へ提出された場合、保全部と担当部が速やかに連絡調整を行いますが、その間、事件の進行が停滞してしまうことがあります。迷ったら、事前に保全部に電話照会をするとよいでしょう。

### (4) 管轄は大丈夫ですか？ (民保法 12 条)

- ア 事物管轄違背はないですか。
- イ 本案提起前の保全事件には併合請求における管轄 (民訴法 7 条) や応訴管轄 (民訴法 12 条) の適用はありません。

### (5) 申立書の記載事項に漏れやミスはありませんか？

- ア 被保全権利の特定は必須です。
- イ 数種の事件 (例えば、不動産仮差押えと債権差押え) を一括しての申立ては認められません。

当事者が複数の同種の保全事件の申立てについても、複数当事者の関係等によっては、一括しての申立てが認められない場合があります。

#### ウ 記載漏れがまま見られるもの

例) 送達場所 (民保規則 6 条, 民訴規則 41 条 2 項)。  
 ※通常、債権者代理人の住所の表示に前後して「(送達場所)」と記載します。

例) 債権者代理人の電話番号及び FAX 番号 (民訴規則 53 条 4 項)。

#### エ 誤って記載されるもの

例) 「債権者代理人弁護士」とするべきなのに「債権者訴訟代理人弁護士」とする。

例) 債務者又は第三債務者に対する決定正本の送付先は「送達先」とするべきなのに「送達場所」とする。

### (6) 添付書類に不足や記載ミスはありませんか？

ア 委任状には特別授権事項の記載がないと、後々困ります。

※保全事件は取下げに至る例が相当に多く、また、要審尋事件では審尋の過程で和解の気運が高まることもあります。代理人が取下げや和解をするには、当然、特別授権が必要です。

イ 事件の種類によって必ず添付を求められる書類があります。

例) 給与、預貯金等の仮差押え…債務者の自宅の土地建物の登記簿謄本、ブルーマップ (住居表示と地番が異なる場合)、固定資産評価証明書 (剰余価値のないことを表す資料として必要となる)。

※保全の必要性の要件との関係で、債務者が仮差押えの目的となるべき不動産を所有していないことの疎明資料です。

**(7) 申立て後の追完書類や供託書の提出先**

②番窓口です。発券機の②のボタンを押し、番号札を受け取って、待ちます。

**2 裁判官面接における留意事項****(1) 全件面接審理**

明らかに不適法な申立てなど、裁判官がその必要がないと判断した場合を除き、裁判官面接が行われます。

**(2) 当日面接が原則です。**

裁判官面接は、原則として、申立て当日に行われます。ただし、裁判官による記録検討等のため、申立て受理から1時間半以上経過後となります。事案が複雑なものについては、受付時間にもよりますが、当日面接が困難な場合もあります。

**(3) 当日面接ができなかった場合**

申立ての翌日又は翌々日に限り、午前10時又は午後1時30分の裁判官面接を予約することができます。なお、他の時間帯に予約することはできません。また、予約時間の変更も原則としてできません。

※緊急に処理すべき多数の保全事件がある中で、当事者間の衡平を保つためです。

**(4) 原本と職印の持参を忘れずに。**

疎明資料の取調べが行われるので、原本を持参することを忘れてはいけません。原本の提示がないというだけで再面接に至る例もあります。

また、申立書の訂正に至る事例が非常に多いので、職印の持参は必須です。

**3 審尋における留意事項****(1) 債権者代理人側～主張書面と書証の直送先は？**

債権者代理人は、債務者審尋の期日が定められた後、すでに裁判所に提出した主張書面及び書証を債務者に直送しなければなりません(民保規則15条)。交渉段階で債務者側に代理人弁護士が付いていたとしても、保全部に対し債務者側から委任状の提出がない段階では、直送先は債務者本人ですから、注意が必要です。

**(2) 債務者代理人側～期日の変更**

債務者代理人となったときには、速やかに、保全部に対し委任状を提出してください。また、初回審尋期日の出頭に差し支えがある場合、これまた速やかに期日変更の申立てをしてください(ただし、期日変更の申立てが認められるかは、裁判官の判断によります)。

**4 発令の前後における留意事項****(1) 窓口**

保全命令の発令前後の手続は、すべて②番窓口で行います。カウンター上の発券機の②の番号札を受け取って、待ちます。

**(2) 発令に際して提出・納付が必要なもの**

担保提供を証する書面(供託書、支払保証委託契約書)と各種の目録の提出が必要です。供託書は、原本を提示し、写しを提出します。

保全執行として登記又は登録を嘱託する場合、登記(登録)権利者・義務者目録の提出や、登録免許税の納付(請求債権額〔1000円未満切り捨て〕の0.4%〔100円未満切り捨て〕)が必要となる場合があります。

登記権利者・義務者目録に法人を記載するときには、代表者を表示しないので、注意が必要です。

### (3) 発令後の行動

速やかに保全命令正本の送達を受けてください。事件番号、債権者名及び債務者名を明示した受書の準備が必要です。そのほか、発令裁判所がそのまま執行裁判所として所要の措置をとる場合その他一定の場合を除いて、その送達を受けてから2週間以内に(民保法43条2項)、執行官に対する保全執行の申立て等を行ってください。

### (4) 保全執行に関連して

執行官が執行機関として保全執行を担当する事件(不動産又は動産の占有移転禁止仮処分、明渡断行の仮処分、動産仮差押えなど)で、執行場所が複数にわたり、又は目的物が大量であるなどして大がかりな保全執行が予想される場合には、執行官の日程調整も必要となるため、発令の前後にかかわらず、なるべく

早い段階で執行官に相談されることをお勧めします。

## 5 その他

### ○参考書籍

- ①東京地裁保全研究会編「書式 民事保全の実務〔全訂四版〕」民事法研究会、2006年
- ②東京地裁保全研究会編著「民事保全の実務〔新版増補上・下〕」(社)金融財政事情研究会、2005年  
※保全部の書記官のバイブルです。書記官に指摘される前にこれらの本で確認してください。

### ○参考ホームページ

[http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/tetuzuki/minzi\\_section09/index.html](http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/tetuzuki/minzi_section09/index.html)

※検索エンジンで「東京地裁 保全部」と検索すれば、「民事第9部(保全部)紹介」が最上位にヒットします。  
※各種手続の流れが分かりやすく説明されているのみならず、各種申立書のワードファイルがダウンロードできるので、とても便利です。

## column -コラム-

### 裁判官面接の受付開始は午前8時半！ 新人弁護士が、所長弁護士から、「はい、この保全をすぐにやって！」と言われたら…

ベテラン弁護士であっても、保全の申立書は「徹夜してでも書く」のではないか。保全は迅速性がとくに求められるからである。新人弁護士のデビューとして「保全」が選ばれることも少なくない。

まずは、必要書類の準備。委任状(供託委任状まで!)、登記簿謄本、評価証明書、資格証明書など。おっと、お金の手配も必要だ。印紙・郵券代、供託金、登録免許税。予想される経費の額を依頼者に事前

にきちんと説明できれば、一人前か。次に、書面の作成と提出。裁判官面接の受付開始は午前8時半。枠が空いていたら、当日午前11時からの面接となる。受付窓口での書記官のチェックと裁判官面接をクリアして、担保決定の口頭での告知。供託金を九段下の法務局で積んで、保全部にとんぼ返り。

書類とお金と職印を鞆に詰め込み、今日も新人弁護士が霞が関と九段下を走る。

# 執行編

## 1 総論

### (1) 民事執行センターと霞が関庁舎

東京地方裁判所では、民事執行を取り扱う民事第21部は、目黒の民事執行センター（主として不動産執行、債権執行等）と霞が関庁舎（代替執行係）に分かれています。

また、執行官室も、民事執行センター（執行官室不動産部）と霞が関庁舎（執行官室執行部）に分かれています。

取扱業務の詳細は、民事執行センターのホームページに記載されています。検索エンジンで「東京地方裁判所民事執行センター」で検索をすると、同センターのホームページがヒットします。ホームページを参照しても疑義のある場合には、民事執行センター総合案内係（03-5721-4630）にお問い合わせください。

#### ○参考ホームページ

（東京地方裁判所民事執行センター）

<http://www3.ocn.ne.jp/~tdc21/syosiki-map.html>

### (2) 民事執行センターの連絡先

#### ○住所

〒152-8527

目黒区目黒本町2丁目26番14号

#### ○交通

東急東横線「学芸大学駅」東口から徒歩約13分

東急バス・都営バス（JR目黒駅西口から）

「二子玉川駅」, 「弦巻営業所」, 「等々力操車場」行き

→「鷹番」下車 徒歩約3分

「大岡山小学校前」行き

→「清水公園入口」下車 徒歩約3分

#### ○電話

#### 【民事執行センターの連絡先】

総合案内係	03-5721-4630
記録係	03-5721-4691
不動産執行書記官室	(FAX) 03-5721-4678
不動産受付係	03-5721-4643
物件明細係	03-5721-4673
売却・取下係	03-5721-4763
不動産配当係	03-5721-4783
引渡命令係	03-5721-4793
債権執行書記官室	(FAX) 03-5721-4738
債権受付係	03-5721-4642
換価・取下係	03-5721-4742
債権配当係	03-5721-4792
財産開示係	03-5721-4728
出納第三課	03-5721-4744
執行官室不動産部	03-5721-6395

### (3) 霞が関庁舎の連絡先

#### ア 民事第21部代替執行係（民事第9部内）

民事第21部のうち代替執行係は、霞が関庁舎の2階北側にある民事第9部内にあります。

#### ○電話

03-3581-3456（ダイヤルイン）

#### イ 執行官室執行部

執行官室執行部は、霞が関庁舎の3階北側にあります。

#### ○電話

03-3581-5028（ダイヤルイン）

#### (4) 申立てに当たっての留意事項

定型的な申立書の様式が、前述の民事執行センターのホームページに掲載されています。そのまま利用できる事案であれば、目録の記載内容を変えずに利用をしてください。

#### (5) その他

迅速な処理のため、執行裁判所の命を受けた書記官からの連絡には、速やかな対応をしてください。

## 2 不動産執行

#### (1) 申立てに当たっての留意事項

申立書等の記載方法や添付書類などにつき不明な点があれば、遠慮なく民事執行センターに相談してください。

もともと、申立書中の担保権・被担保債権・請求債権目録などの記載方法についての問合せは、民事執行センターの取扱いを紹介した下記の文献や、前記ホームページを見れば解決する事項についてのものが多いようです。民事執行センターでも、これらを基にお答えしているということですから、これらを参照することをお勧めします。なお、下記文献を参照する際は、改訂にご注意ください。

#### ○参考書籍

- ①坂本勁夫著、東京地裁民事執行実務研究会補訂「不動産競売申立ての実務と記載例(全訂3版)」(社)金融財政事情研究会、2005年
- ②東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著「民事執行の実務(不動産執行編)上・下(第2版)」(社)金融財政事情研究会、2007年

#### (2) 申立て後の進捗状況の把握

迅速な手続のためには、代理人弁護士が申立て後の進捗状況についても把握しておくことが重要です。

ア 例えば、申立て後、当事者の死亡などにより相続関係等の調査の依頼を行っている場合に、裁判所から代理人弁護士にその進捗状況を問い合わせても、代理人が状況を把握しておらず、速やかな回答がなされないことがありました。

イ また、任意売却の話が進んでいるということで提出すべき書面が提出されない場合に、裁判所から代理人弁護士に進捗状況を問い合わせても、代理人が状況を把握しておらず、速やかな回答がなされないことがありました。

#### (3) 担保不動産収益執行(民執法180条2号)について

ア 申立代理人が物上代位に基づく賃料債権の差押えと同様に、賃料すべてを収益として優先弁済を受けることができると誤解し、依頼者に説明していたと思われるケースがありました。収益執行事件では、賃料差押事件と異なり、賃貸物件としての建物維持管理に必要な費用(管理人報酬、固定資産税等を含む)を支出するため、賃料等の収取金からその費用を控除したものが配当されることとなります(民執法106条1項、188条)。

イ 担保不動産の収益執行の申立てに当たって、申立代理人が、競売の申立ての予定はないとしながら、管理人が空き室に新たな賃借人を入れた後に、競売申立てをしたケースがありました。

### 3 債権執行

#### (1) 差押命令申立ての土地管轄裁判所

##### ア 債務名義に基づく場合

一次的管轄は債務者の住所地であり、一次的管轄があるにもかかわらず、第三債務者の住所地の裁判所、あるいは、訴訟事件を行った地の裁判所に申し立てるケースがありました。

##### イ 抵当権の物上代位により賃料債権を差し押さえる場合

一次的管轄は、執行債務者（不動産所有者等の賃料債権の債権者）の住所地であるにもかかわらず、請求債権（被担保債権）の債務者と物上保証人（執行債務者）が別の場合に、請求債権の債務者の住所地に申し立てるケースがありました。

#### (2) 申立書（目録）の作成

##### ア 目録の通数

複数の当事者がいる場合及び複数の債務名義による申立ての場合には、請求債権目録及び差押債権目録を当事者ごと又は債務名義ごとに区別して作成する必要があります。しかし、以下のような例が見受けられるので、注意が必要です。

- a 請求債権目録が、債権者（債務者）ごとに作成されていないもの
- b 請求債権目録が、債権者（債務者）ごとに作成されているが、計上された執行費用が各債権者（各債務者）固有のものまで、1人の債権者（債務者）の箇所に一括して計上されているもの
- c 請求債権目録は債権者ごとに作成されてい

るが、差押債権目録が1通しか作成又は添付されていないもの

##### イ 利息・損害金の計算

債務名義に閏年に関する特約がない場合、利息・損害金を計算する際に閏年を考慮する必要があります。

ウ 請求債権目録上の債権を、債務名義に表示された請求債権と誤っているケースがあるのでご注意ください。例えば、請求債権の一部が弁済されたために残りの部分について執行をする場合、請求債権目録には、債務名義に表示された元金ではなく、残元金を記載する必要があります。

エ 請求債権目録の附帯請求の記載について、利息又は損害金の別を誤っているものがあるので、ご注意ください。例えば、債務名義上の記載と異なる記載をしているケースがあります。

#### (3) 先取特権に基づく物上代位としての差押命令申立て

担保権実行の実体的要件について書証で証明をする必要があります。

しかし、例えば、主張書面に「証明されていることは明らかである。」と記載されているものの、書証が不足し、証明が十分でないケースがあります。

なお、原本のある書証については、原本の提出が必要となるのでご注意ください。

#### (4) その他の財産権に対する差押命令申立て

金銭債権以外のその他の財産権については、譲渡命令や売却命令等の特別の換価手続をとることがほとんどであり、その場合には差し押さえた財産権の評価が必要となります。

しかし、財産評価のために多額の費用を要することや、売却命令の場合に売却を実施したときに実際に買受人が現れる可能性の有無を検討しないまま申立てをしているケースが見受けられます。例えば、株券未発行の株式の場合、会社そのものを評価して株式数で割ることになるので、譲渡債権額に比べて多額の費用がかかります(70～80万円から場合によっては数百万円単位の評価料が必要となります)。その上、せっかく評価をしても、非上場の小規模な会社の株式の買い受けを希望する者が現れる可能性は低いことが多いです。

このような点について、申立て前に十分な検討をする必要があります。

#### (5) 申立ての時期

申立書の記載内容や添付資料が全く不十分で、その補正がなされていなければ発令ができないにもかかわらず、例えば、何日に入金があるとか、何日が支払日なので早く処理するようにと、裁判所に無理な申し入れを繰り返すケースがあります。十分な余裕をもって申立てをし、場合によっては配達日指定の方法を採用することを検討するとよいです。

配達日指定の方法については、日本郵便のホームページに掲載されているので、そちらをご覧ください。

○参考ホームページ(日本郵便)

[http://www.post.japanpost.jp/service/fuka\\_service/shitei/index.html](http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/shitei/index.html)

#### (6) 委任状の添付

ア 事件が別である場合、それぞれの事件について委任状の提出が必要となります。一つの事件について委任状を提出したことで、他の事件に

ついても提出済みと誤解しているケースがあるので、ご注意ください。

イ 例えば、仮執行宣言付き判決について、控訴提起と控訴提起に伴う執行停止の申立てを訴訟裁判所に行い、執行停止がなされるまでの間に、当該判決に基づく執行記録の閲覧をする際、控訴提起に伴う執行停止事件について委任状を提出しているのに、すでに委任状は提出済みであると誤解しているケースがありました。

#### (7) その他

ア 執行文が数通付与又は再度付与された債務名義に基づく申立ての場合、超過差押えになるか否かの判断が必要のため、他の執行文が付された債務名義をどのように使用しているかを記載した上申書を提出してください。

イ 第三債務者が多数の事件については、申立書等の点検に時間を要するため、窓口で待つこととなります。郵送での申立てがお勧めです。

ウ 特に急いで申立てをする必要のないものについては、裁判所の事務処理上、郵送での申立てが好まれます。その場合、補正等が必要であれば、裁判所書記官から申立代理人に連絡をします。

エ 迅速な処理のため、債務者及び第三債務者等の宛名を記載した封筒又は宛名シールの提出にご協力ください。

# 刑事編

## 1 はじめに

東京地裁の各刑事部に対する連絡は、混雑の回避のため、代表電話～内線ではなく、ダイヤルインで行う方が望ましいです。各事件部では、事件番号を告げるよりも、被告人の名前とその弁護士である旨を告げた方がスムーズにわかります。担当書記官が決まっている場合には、「〇〇の弁護人の××です。△△書記官をお願いします」と言うのがよいでしょう。

## 2 準抗告

### (1) 勾留の裁判及び勾留期間の延長の裁判に対する準抗告

ア 準抗告の申立書には、弁護人の連絡先として、事務所の電話番号だけでなく、携帯電話の番号を併記するとよいでしょう。緊急性が高く、裁判所の連絡が夜間になることもあるからです。

イ 被疑者については、生年月日を併記すると、手続がスムーズに進みます。

ウ 外国人の被疑者（漢字を使用する中国人等）については、カタカナも併記すると、手続がスムーズに進みます。

### (2) 勾留状謄本の添付

起訴前の段階では、裁判所には、勾留状等の記録がありません。そのため、準抗告の申立てがあると、裁判所は、検察庁に対して、担当検事が誰かという点から問い合わせることになり、時間がかかります。

弁護人の手元に勾留状謄本がある場合には、準抗告の申立ての際に勾留状謄本を提示すれば、手続がスムーズに進みます。

### (3) 弁護士選任届

起訴前の段階で準抗告の申立てをする場合には、事前に捜査機関に弁護士選任届を提出しましょう。

なお、弁護士選任届を提出した際に、その控えに受領印を押してもらっている場合には、その控えのコピーを持参するとよいでしょう。

## 3 保釈について

### (1) 保釈請求書の提出先

第1回公判期日前であれば、東京地方裁判所1階北側にある刑事第14部（以下「14部」）に提出をします。

これに対して、第1回公判期日後であれば、原則として11階の刑事訟廷事件係（以下「事件係」）に提出をします。第1回公判期日後であるにもかかわらず、14部に提出するケースも見られますので、ご注意ください。

### (2) 事前に起訴のご確認を…

保釈は、起訴されていることが前提となります。

弁護人の中には、検察官から「本日付で起訴をします」という連絡があると、すぐに窓口に来て保釈請求をする方がいますが、その時点では裁判所が起訴状を受理していないケースもありますので、ご注意ください。東京地検では、夜に起訴をするケースも多く見られます。

検察官からの連絡があっても、事件係に起訴されているか否かの確認をしてから、14部の窓口に行った方がよいでしょう。

### (3) 複数の事件で勾留されている場合

被告人が複数の事件で勾留されている場合、事件ごとに保釈請求書を出す必要があります。例えば、

第1回公判期日で本起訴の審理をした後に追起訴がなされ、追起訴分の審理に入る前に保釈請求をする場合には、事件係（本起訴分）と14部（追起訴分）の双方に保釈請求書を提出する必要があります。

#### (4) 弁護人であることの確認

- ア 14部では、保釈の請求があると、公判の担当部に問い合わせるなどして、請求をした弁護士が当該事件の弁護人になっているかを確認します。起訴後、担当部に事件が配点されるまでに時間がかかることもあるので、保釈請求書にあらかじめ弁護人選任届の写しを添付しておけば、手続きがスムーズに進みます。
- イ 勾留中求令起訴等の場合には、新たな公訴事実について、弁護人選任届の効力が及ぶかどうかの疑義が生じることがあります。そのため、東京地裁では、一律に新たな公訴事実についての弁護人選任届の提出を求めています。弁護人選任届の追完は認められておりませんので、ご注意ください。

#### (5) 保釈請求書の作成・提出に当たって

##### ア 裁判官面接の希望の有無の記載

14部に提出する保釈請求書の1頁目には、「面接を希望する」、「電話面接を希望する」、「面接を希望しない」を明示するとよいでしょう。この記載がない又は明瞭でないと、保釈請求書を提出する際に、窓口でこの点について尋ねられます。

##### イ 電話番号の記載

保釈請求書の1頁目に弁護人の連絡先として、事務所の電話番号のほかに、携帯電話の番号もあるとよいです。保釈の検討は緊急性が高いため、裁判所から弁護人への連絡・問い合わせが夜間になるときもあります。事柄の性質上、裁判所は事務所の留守番電話に事件に関わるメッセージを残しにくいです。

なお、14部では、電話での面接も認められています。第1回公判期日後は、電話での面接は認められていませんので、ご注意ください。

##### ウ 身柄引受書は、必ず原本を提出してください。

### column -コラム-

#### 「起訴されたら、すぐに保釈をお願いします」と言われたら…

被疑者・被告人にとって、社会生活を奪われる逮捕・勾留による身体の拘束は、極めて大きな不利益である。1日、あるいは数時間の遅れによっても、会社を解雇されたり、学校を退学させられたり、取引先の信頼を失ったり…と計り知れない損害を蒙ることがある。

だからこそ、被疑者段階から弁護人として選任されている場合には、「起訴をされたら、すぐに保釈の

請求をお願いします」、「いつ出られますか?」と聞かれることが少なくない。

だが、あせるあまり請求の仕方に不備があれば、かえって遅れてしまう。

これまでに裁判所の書記官が見てきた実例を踏まえてのアドバイスは、示唆に富んでいる。本稿をチェックして、少しでもスムーズに手続きが進み、被疑者・被告人の利益が図られるように注意をしたい。

## (6) 保釈保証金の納付

ア 保証金を何時頃に納付するのかは、事前に14部に連絡をしておくといでしょう(例えば、14部で納付書等を受領するとき)。特に、土、日にかかりそうなケースなどでは、14部にあらかじめ知らせておくことで、手続がスムーズに進みます。

イ 裁判所の出納課での納付は、原則として17時までですが、事前に担当書記官に連絡をしておくことにより、1、2時間程度遅れても受け付けてもらえることがあります。

(※筆者註;ただし、担当職員の残業を伴うので、そのようなお願いをする際には、マナーに気をつけましょう。)

ウ 電子納付(インターネット送金)には、現金を持ち歩かなくて済む等のメリットがあります。電子納付をするには、事前に9階の地裁出納第二課での手続が必要です。ただし、電子納付をする場合には、銀行の取扱い時間の関係で遅れることがあるので注意が必要です。電子納付した際には、すぐに地裁出納第二課保管金係(03-3581-2630)に電話を入れて、「今、納付をしたので確認をお願いします」と連絡するとよいでしょう。

## 4 公判前整理手続

### (1) 被告人の出席確認

被告人が出席を希望しているかどうかは、弁護人が早急に確認しておくことが望ましいです。被告人が出席をするのであれば、裁判所は法廷を確保する必要があるほか、押送の関係で期日を指定できる時

間も限られるからです。

### (2) 提出期限の遵守

迅速な手続のため、各種書面等(証明予定事実記載書面、検察官請求証拠に対する意見、証拠調べ請求等)の提出期限は厳守する必要があります。

### (3) 証拠調べ請求(証拠等関係カードの記載)

ア 証拠等関係カードの書式の利用が望ましいです。以下の日弁連のホームページから書式をダウンロードすると便利です。

○参考ホームページ(日弁連)

[http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal\\_aid/format/doc-12.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/format/doc-12.html)

※日弁連ホームページの「ホーム」→「法律相談・公設事務所ガイド」→「裁判文書A4判化書式」→「証拠等関係カード」

イ 証拠調べ請求の際、証拠の標目、立証趣旨、作成者、作成年月日(証拠等関係カードに記載する項目)は、正確に記載しましょう。

証拠調べ請求における記載と、実際に公判に出された証拠とが異なるケースが散見されるそうです。その場合、調書が整理されると、証拠等関係カードの備考欄に訂正の記載がなされることとなります。

ウ 裁判所書記官が、公判前整理手続において、「書記官限りで書証を見せてください」とお願いをすることがあります。これは、書記官が記録を正確に作成する目的のみでお願いをするものなので、できればご協力ください。その目的が達成できれば足りるので、公判前整理手続の期日の終了直後などに書記官に短時間で示すだけでも足ります。

#### (4) 検察官とのやりとり

弁護人が検察官に対して類型証拠や争点関連証拠の開示請求をした場合、進行管理のために、その写しを裁判所にも送ってください（FAXでも可）。

#### (5) その他

- ア 公判前整理手続を経た場合には、自白事件でも、弁護人の冒頭陳述が必要的であることにご注意ください（刑訴法316条の30）。
- イ 公判前整理手続の最終期日において、公判期日における進行予定が決定されます。ですから、その前までには、証人の出頭可能日、尋問時間等を把握しておく必要があります。

## 5 第1回公判期日前の進行予定の連絡

### (1) 連絡の時期

ア 進行予定の連絡は、裁判所にとって、他の事件の期日との調整をする上で、極めて重要です。例えば、想定されていた時間よりも短時間で期日が終了することが判明した場合、空いた枠に他の事件の期日が入ります。したがって、なるべく速やかに裁判所に進行予定の連絡をしてください。

特に自白事件については、遅くとも第1回公判期日の1週間前までには裁判所書記官に進行予定を連絡してください。

イ もっとも、示談交渉に時間がかかり、その成立が期日の間際になる場合であれば、事前に書記官にその旨を連絡し、当日の見込みを連絡すれば足ります。

ウ 接見の日程上、期日直前まで進行予定が定ま

らない場合でも、いつ頃までに進行予定が確定するという事を連絡するのが望ましいです。

エ なお、東京地方裁判所では、起訴から第1回期日までの期間が比較的短くなってきているので（1か月～1か月半程度）、早めに準備にとりかかる必要があります。

### (2) 連絡の内容

- ア 公訴事実の認否、立証予定などについて連絡をすることになりますが、連絡文書の書式などについては、担当部によって異なります。
- イ 証人については、申請の際に、人数、尋問時間を明らかにし、時間内で終わるようにするのが望ましいです。
- ウ 弁護人が被害者や支援者等の法廷傍聴の可能性その他法廷警備の準備に関わる可能性のある情報を把握している場合、不測の事態が生じないような配慮を求めるために、事前に書記官に情報を提供するのが望ましいです。

## 6 書証の請求

### (1) 証拠等関係カード

ア 前述のとおり日弁連のホームページからダウンロードすることができます。

イ 原本と写しの区別、すなわち、証拠の取調べ及び提出の方法を明示しましょう。写しを証拠請求する場合、文書の見出しに続けて「(写し)」と記載してください。

ウ 公訴事実が複数ある場合、証拠がどの公訴事実に関するものなのかを明示してください。例えば、「全」、「〇年〇月〇日付」、「〇年〇月

○日付第1]と記載してください。ただし、情状に関する証拠については、特定は不要です。

エ 裁判所の記録編てつ用の原本1通に加えて、裁判官用(合議事件では3通、単独事件では1通)、検察官用(1通)を用意するのが望ましいです。他の書面も同様です。

## (2) 提出の仕方

ア 写しの場合、A4判でコピーをして、綴じしろ(左余白3センチメートル)を空けてください。

イ 刑事事件では証拠等関係カードを記載する関係から、枝番(例「弁1号証の1」)を付けないでください。

ウ 同種の複数書証の場合(同一の被害者との示談書、銀行の送金票など)については、1つの書証にまとめた方がわかりやすいので、弁護人の報告書という形で1つにまとめるという工夫をするとよいでしょう。

## (3) 検察官に対する証拠開示

示談書等の書証について、事前に検察官に開示しておかないと、検察官が証拠に対する意見を留保して、取調べができなくなる可能性があります。検察官に対する証拠の開示は早めにするのが望ましいです。

## 7 証人の申請

### (1) 申請の方法

ア 「同行」か「召喚」かを明示する必要があります。

イ 召喚の場合、召喚状の送達及びその確認のために10日以上はあった方がいいので、ご注意ください。

ウ 外国人事件では、証人の通訳の要否を事前に裁判所に連絡してください。

### (2) 旅費日当

ア 弁護人が申請をした証人の旅費日当については、事前に証人に説明しておくといよいでしょう。

例えば、家族が情状証人になる場合、訴訟費用は原則として被告人の負担となるので、証人は旅費日当を放棄するのが通例です。

イ 証人が旅費日当の請求をする場合には、期日前に旅費の計算をしておくので、事前に裁判所に連絡をしてください。

### (3) 事前のアドバイス

宣誓書は押印が必要なため、証人には、印鑑(三文判も可)を用意するように伝えるといよいでしょう。

## 8 尋問

### (1) 証人の出廷

弁護側の申請した証人を在廷させる場合、宣誓書の作成時間等を考慮して、開廷時刻の5分程度前までには法廷に来るようにアドバイスするといよいでしょう。

### (2) 尋問の方法

ア 裁判所書記官が記録しているので、大きな声でゆっくりと尋問をしてください。また、尋問者と証人・被告人の証言等が重ならないように、

証言等が終わってから、次の質問をしてください。

- イ 証人の中には、尋問者に向かって話す人もいます。裁判官に向かって話す（これを前提に、証言台の正面のマイクで証人の声を拾っています）ように事前にアドバイスをするとよいでしょう。
- ウ 特に、情状証人については、ポイントを絞ってください。

エ 質問のポイントを前置きすると、記録をとりやすいです。

例) 「○○について質問をしますが…」

- オ 固有名詞、専門用語などは、後で書記官が調書を作成する際にわかるようにしてください。尋問前に書記官にメモを渡すとよいでしょう。
- カ 複数の弁護人がある場合には、「弁護人の○○」と言ってください。

## 9 期日における対応

### (1) 遅刻は厳禁！

- ア 手続の進行及び被告人の戒護上、法廷の開始時刻は厳守してください。
- イ もし、交通事故等の不可抗力で少しでも遅れるときは、必ず書記官室に連絡をしてください。何も連絡がなければ、被告人が法廷に入った状態で弁護人の到着を待つこととなります。担当書記官が書記官室に問い合わせた事情がわかれば、被告人にも説明がつきますが、書記官室に連絡がなければ、書記官が被告人の目の前で遅刻した弁護人の事務所に電話確認をすることになり、弁護人の面目が潰れます。

### (2) 弁論要旨

- ア 裁判所の記録編てつ用の原本1通に加えて、裁判官用(合議事件では3通, 単独事件では1通)、検察官用(1通)を用意するのが望ましいです。裁判官は、弁護人の弁論を聞きながら、弁論要旨にチェックを入れています。
- イ 外国人事件(通訳事件)の場合、弁論要旨等は事前に通訳人に送ってください。

## 10 その他

### (1) 受任に当たって

弁護人として受任をする際には、事件の内容や見込まれる期間を考えて、責任をもって受けるようにご注意ください。国選弁護人として選任を受けながら、事件の途中で東京以外の弁護士会に登録換えをしたために、裁判所が解任をせざるを得なかったケースがありました(刑訴規則29条1項)。

### (2) 期日指定

裁判所が複数の候補日をあげて調整をする場合、他の事件との調整がありますので、回答はなるべく早くしてください。

### (3) 留守番電話

保釈の項にも記載しましたが、裁判所が弁護人に連絡をして留守番電話になる場合、緊急の要件であっても事件の内容に関わるメッセージを残せないため、「東京地裁刑事〇部の〇〇ですが、至急連絡したいことがあります」等と入れることが多いです。そのようなメッセージが入っている場合には、翌日には裁判所に連絡をとってください。